

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		障害児福祉手当及び特別障害者手当支給の認定		
根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)第19条、第26条の5		
所 管 部 課 名		福祉部 福祉課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第17条、第26条の2</li> <li>・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「政令」という。)第1条、第6条</li> <li>・障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号。以下「省令」という。)第1条、第14条</li> <li>・障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和60年社更第162号。以下「基準」という。)</li> </ul>		
	基 準	<p>次の条件への該当を審査するもの。</p> <p>(1) 障害の程度(基準に定めるところによる。)</p> <p>(2) 住所の有無(法第17条又は第26の2に定めるところによる。)</p> <p>(2) 年齢が20歳未満(障害児福祉手当の場合)又は20歳以上(特別障害者手当の場合)であること。</p> <p>(3) 障害を支給事由とする給付(政令第6条に定めるところによる。)の受給の有無(障害児福祉手当の場合)</p> <p>(4) 肢体不自由児施設その他これに類する施設(省令第1条に定めるところによる。)への収容の有無(障害児福祉手当の場合)</p> <p>(5) 障害者支援施設若しくは障害者支援施設に類する施設(省令第14条に定めるところによる。)への入所の有無又は病院若しくは診療所への継続した3か月を超える入院の有無(特別障害者手当の場合)</p>		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	平成23年
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14日程度(注:休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日(機関名 ) 協議機関 日(機関名 ) 処分機関 14日		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	平成23年
備 考				